

第五十五回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和四十二年三月二十三日(木曜日)

午前十一時三十分開会

委員の異動

二月二十一日

辞任

熊谷太三郎君

補欠選任

米田 正文君

三月二十二日

辞任

稲葉 誠一君

補欠選任

加瀬 完君

三月二十三日

辞任

柏原 ヤス君

補欠選任

多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

石原幹市郎君

委員

八田 一朗君

伊藤 頼道君

源田 実君

柴田 榮君

船田 譲君

三木與吉郎君

前川 且君

多田 省吾君

國務大臣

文部 大臣

國務 大臣

政府委員

文部大臣官房長

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○文部省設置法の一部を改正する法律案(第三号)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十一日、熊谷太三郎君が辞任され、その補欠として米田正文君が、また三月二十二日、稲葉誠一君が辞任され、その補欠として加瀬完君が、また本日、柏原ヤス君が辞任され、その補欠として多田省吾君が選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 文部省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三号)を議題といたします。

本案は、去る十六日予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。御木文部大臣。

○國務大臣(御木亨弘君) 今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立学校における学年の進行等に伴い、国立学校の職員を改めるものであります。すなわち、国立学校における学年の進行等に伴い必要とする国立学校の職員の増員について、は昭和四十二年度暫定予算に計上することとしており、この増員のため文部省の職員の定員を改めようとするものであります。

国立学校におきましては、昭和四十一年度以前に新設または拡充されました学部、学科等の学年

進行に伴って必要な教職員を四月から増員する必要があるとともに、昭和四十二年度における学生増募等に伴って必要な教職員につきましても、学部の新設等国立学校設置法の改正等を必要とするもの以外については、四月から増員し、その円滑な実施をはかる必要がありま。よって、文部省の職員の定員を昭和四十一年度の九万八千六百三十三人に三千三十五人を加えた十万一千九十八人としたのであります。

これがこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十八日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。塚原總理府総務長官。

進行に伴って必要な教職員を四月から増員する必要があるとともに、昭和四十二年度における学生増募等に伴って必要な教職員につきましても、学部の新設等国立学校設置法の改正等を必要とするもの以外については、四月から増員し、その円滑な実施をはかる必要がありま。よって、文部省の職員の定員を昭和四十一年度の九万八千六百三十三人に三千三十五人を加えた十万一千九十八人としたのであります。

これがこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、總理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十八日、予備審査のため本委員会に付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。塚原總理府総務長官。

○國務大臣(塚原俊郎君) ただいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

家庭生活問題審議会は、家庭生活問題に対する総合的な見地からの対策樹立の必要性にかんがみ、家庭生活問題に関する重要事項を調査審議することを目的として、去る昭和四十年六月三日に總理府設置法の一部が改正され、總理府の附属機関として設けられたものであります。その設置期限は、昭和四十二年三月三十一日とされたこと

であります。

同審議会は、昭和四十年十一月十日、内閣總理大臣より「家庭の果たすべき役割り並びにこれに伴う家庭生活上の諸問題に關し、行政施策のとるべき基本的方向」について諮問を受けて以来、今日まで總會、部会等を約四十回にわたり開催するとともに、家庭生活意識に関する全国的な調査を行なう等終始熱心かつ慎重な審議を行なつてこられたのであります。

同審議会においてこれまで調査審議されたところにより考えますのに、戦前の「家」の概念に基づく家庭生活意識は、すでに変貌を遂げているにかかわらず、これにかわる新しい家庭のあり方は、国民の中に十分に定着するに至らず、また、家庭生活生活上種々の面において問題が発生している反面、これらの問題を通じての総合化された問題意識は、必ずしも表面化していない事情もあり、調査検討には幾多の困難を伴っている次第であります。

同審議会は、このような事情のもとに、三月下旬を以てして、従来の調査審議の結果を整理し、政府に対し、経過の報告をされるやに開いておりますが、政府の諮問に対し、十分の答申を行なうために、審議の期間をなお一カ年延長することが望ましいとの同審議会の要望をも考慮し、政府としては所要の措置を講じ、同審議会が従来の審議の実績に加えて、さらに必要な調査審議を進め十分な検討を重ねられることが適当であると認めるのであります。

このような事情により、家庭生活問題審議会の設置期限をさらに一年間延長し、昭和四十三年三月三十一日までとすることが必要であると考える次第であります。

なお、建国記念日審議会は、昭和四十一年六月二十五日公布、即日施行された国民の祝日に関する

法律案は、昭和四十一年六月二十五日公布、即日施行された国民の祝日に関する

法律案は、昭和四十一年六月二十五日公布、即日施行された国民の祝日に関する

法律案は、昭和四十一年六月二十五日公布、即日施行された国民の祝日に関する

法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十六号）附則第四項によつて、総理府の附属機関として設置されたのでありますが、その設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとされており、この機会に同審議会の設置に関する法文の整理をすることが必要であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（豊田雅孝君） 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時三十六分散会

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、旧軍人恩給に関する請願（第八号）（第九号）（第二五号）（第四〇号）（第四一〇号）（第四九号）（第一〇二号）（第一〇二二号）（第一〇五五号）（第一一九号）（第二二二号）（第二二三号）（第一三〇号）（第一四三三号）（第一四四四号）（第一四七号）（第一六二二号）（第一六三三号）（第四八号）
- 一、建設関係現場職員の給与改善に関する請願（第四八号）
- 一、年金（恩給）の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願（第一〇四号）（第二一九号）（第一四五号）
- 一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（第一〇六号）
- 一、恩給、年金等受給者の処遇に関する請願（第一一八号）
- 一、法務局職員の一万名増員等に関する請願（第一三二号）（第一三三二号）（第一三三三号）（第一三四号）（第一三五五号）（第一三六六号）（第一三七七号）（第一三八八号）（第一三九九号）（第一四〇七号）（第一四八八号）（第一五二二号）（第一五三三号）

（第一五四号）（第一五五号）（第一五六号）（第一五七号）（第一五八号）（第一五九号）（第一六〇号）（第一六一号）

一、公共事業に従事する建設関係現場職員等に対する特殊勤務手当支給に関する請願（第一五一号）

第八号 昭和四十二年二月十五日受理  
旧軍人恩給に関する請願  
請願者 神奈川県横須賀市久里浜五ノ一三  
内 池田満次郎  
内 藤菅三郎君

紹介議員 内藤菅三郎君  
旧軍人等に関する恩給処遇の実態を検査し、左記事項を昭和四十二年度から昭和四十四年度の間において完全に解決されたい。少なくとも第一及び第二の項目は、せひとも昭和四十二年度において実現せられたい。

一、仮定俸給年額を少なくとも三万九千円ベースに改定すること。  
二、加算年を旧文官同様恩給年額の計算に算入すること。  
三、仮定俸給年額の号俸における旧文官との差別をすみやかに撤廃すること。  
四、一時恩給年限の実在職連続七年以上を実在職連続三年以上と是正すること。  
五、旧海軍特務士官等の仮定俸給年額を在職中の俸給を勘案して調整すること。  
六、旧軍人相互間の不均衡を解消するため各種職務加算（内地職務加算を含む）を復活すること。  
七、抑留加算をいまなお外国の管理下にある南西諸島等にも適用すること。

八、在職十二年以上十三年未満で退職した准士官以上に下士官の恩給を給すること。  
九、戦犯としての拘禁期間をすべて在職年に算入すること。  
十、海外抑留の期間をすべて在職年に算入すること。

十一、恩給の裁定及び職權改定事務をさらに促進

十二、老令福祉年金の併給限度（二万四千円）を撤廃すること。

理由  
政府は、このたび恩給審議会を設置し、恩給問題について調査審議を諮問されたが、旧軍人等に対する恩給処遇については、いまなお占領政治の余弊が強く尾を引き、いわゆる差別処遇がはなはだしい。

第九号 昭和四十二年二月十五日受理  
旧軍人恩給に関する請願（六通）  
請願者 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町二〇  
〇 樋口健一外五名  
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五号 昭和四十二年二月十五日受理  
旧軍人恩給に関する請願（七通）  
請願者 埼玉県浦和市大字大谷口一、八一  
九 野口利信外六名  
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四〇号 昭和四十二年二月十六日受理  
旧軍人恩給に関する請願  
請願者 長野県中野市大字中野六六八 青  
木太郎外千七百三十六名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四一〇号 昭和四十二年二月十六日受理  
旧軍人恩給に関する請願（六通）  
請願者 埼玉県羽生市大字北萩島八九三  
根岸辰次郎外五名  
紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲  
九、〇四四 菅沼守久外十名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇二号 昭和四十二年二月十七日受理  
旧軍人恩給に関する請願（三通）  
請願者 埼玉県東松山市大字高坂八九四  
松崎正宣外二名  
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇二号 昭和四十二年二月十七日受理  
旧軍人恩給に関する請願（十一通）  
請願者 埼玉県越谷市大字別府一七七 鈴  
木康一郎外十名  
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇五号 昭和四十二年二月十八日受理  
旧軍人恩給に関する請願（七通）  
請願者 長野県塩尻市大字片丘 青木貞義  
外六名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一九号 昭和四十二年二月二十日受理  
旧軍人恩給に関する請願（十通）  
請願者 長野県上田市大字上塩尻 松木学  
外九名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二三号 昭和四十二年二月二十日受理  
旧軍人恩給に関する請願(五通)

請願者 埼玉県浦和市仲町四ノ一五ノ五  
山本光外四名  
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一三〇号 昭和四十二年二月二十一日受理  
旧軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 長野県下高井郡山ノ内町佐野 古  
幡巳喜雄外五百三名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一四三号 昭和四十二年二月二十一日受理  
旧軍人恩給に関する請願(二十六通)

請願者 埼玉県大里郡岡部村大字普濟寺  
一、〇三五 丸山誠一郎外二十五名  
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一四四号 昭和四十二年二月二十一日受理  
旧軍人恩給に関する請願(三十八通)

請願者 埼玉県岩槻市大字相野原一二一  
利根川政雄外三十七名  
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一四七号 昭和四十二年二月二十二日受理  
旧軍人恩給に関する請願

請願者 長野県下高井郡野沢温泉村大字前  
坂八、四六六 松村久四郎外百九十七名  
紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一六二号 昭和四十二年二月二十二日受理  
旧軍人恩給に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡川里村屈集一、七  
七七 川辺雪生  
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一六三号 昭和四十二年二月二十二日受理  
旧軍人恩給に関する請願(六十七通)

請願者 埼玉県熊谷市大字久保島一、七二  
七 今泉種三外六十六名  
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八号 昭和四十二年二月十六日受理  
建設関係現場職員の給与改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県  
議会議長 山崎権三  
紹介議員 谷村 貞治君

国士建設に関する公共事業に従事する現場職員に  
対し、現に税務、農業関係職員等に支給されてい  
る特殊勤務手当と同様の現場手当を支給する等、  
その給与改善を図りたい。  
理由  
これら現場職員は危険性の高い特殊な環境の下で  
長期連続の勤務を遂行しているのであって、建設  
事業の促進を図る見地からも、その給与の改善措  
置を講ずる必要がある。

第一〇四号 昭和四十二年二月十七日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加本町 松岡雪  
子外八十四名  
紹介議員 千葉千代世君

退職教師の老後の生活保障のため、左記事項を一  
日も早く実現されたい。  
一、恩給(年金)を公務員なみのベースに改定し、  
毎年それがスライドして増額になるようにする  
こと。なお、その場合の年齢制限や、また恩給  
法の若年停止を廃止すること。

二、共済組合健康保険証を終身使用することができる  
ようにすること。(その場合最低の掛金をかけて  
もよい。)  
理由

一、恩給年金受給者の生活は、毎年の物価上昇の  
ために非常に苦しくなっている。  
公務員は毎年、給与ベースの改定があるが、恩  
給受給者にはそれが無い。とくに早く退職した  
者は、給与ベースもきわめて低く、しかもわず  
かの増額があっても年齢制限のためその恩恵に  
浴していない。こうした不合理を早くなくし、  
くらして行ける恩給の支給を強く要求する。  
二、私たちはその在職の長い期間、健康保険のた  
めに高い保険料を支払ってきたが、その期間は  
割合病気がすくなく、ほとんど使用しない実情  
であるが、退職すると同時に、年齢からくる障  
害や在職中の過労から、そのほとんどが病気で  
悩んでいる。なかには退職後一年以内に発病  
し、退職金も使い果たしたのもいる。国保に  
加入しても、退職後二年間は高い保険料を支払  
い、なおかつ、医療の何割かを支出せねばなら  
ない。

第一二九号 昭和四十二年二月二十日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願(七通)

請願者 岐阜県津川市本町四ノ一ノ四  
八 原田たづ子外二十九名  
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一四五号 昭和四十二年二月二十一日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願(五通)

請願者 岐阜県各務原市鷺沼各務原 加藤  
広一外八十九名  
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一〇六号 昭和四十二年二月十八日受理  
元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩  
給、共済問題に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川町四〇八 柏清  
蔵  
紹介議員 大森 創造君

元南滿州鉄道株式会社職員であった国家公務員、  
地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措  
置については、第四十三回国会において、関係法  
律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見た  
のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解  
決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招  
来しているから、早期にこれが改正を實現されたい。

一、満一〇ケースの通算にあたり在職年を恩給共  
済最短年限で打切る規定を改め、实在職年数は  
完全通算すること。  
二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職  
年に通算すること。  
三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。  
四、共済組合法の長期給付に關し、非更新組合員  
にも在職年の通算措置を講ずること。

理由  
満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するに  
あたり、日一満一〇ケースと、日一満ケースにつ  
いては在職年をそのまま通算し、満一〇ケースに  
ついては恩給共済最短年限をこえる年数は通算し  
ない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等  
に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期  
間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにか  
かわらず、満鉄職員については終戦時まで是在職  
年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間  
の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に  
今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、  
地方公務員については現行共済組合法の施行日以  
前の退職者にも適用されるが、三公社職員につ  
いては現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以  
前の退職者で恩給公務員でなかった者には通算の  
適用がないのは不合理である。なお、この問題に

ついで、第四十三回国会、第四十五回国会、第四十八回国会参議院内閣委員会において三年連続して各党共同提案にかかる附帯決議が付けられている。

第一一八号 昭和四十二年二月十八日受理  
恩給、年金等受給者の処遇に関する請願

請願者 北海道室蘭市中央町一ノ四ノ七北  
海道国鉄OB会室蘭支部内 角田  
奇一外三千十四名

紹介議員 岡本 悟君

退職公務員の恩給、年金等について、左記事項をすみやかに実現されたい。

一、現在の恩給、年金等を公務員の給与水準に即応して、ただちに増額改正すること。

二、将来、恩給、年金等の実質価値が、諸般の社会情勢に即応して、常に保全されかつ合理的に改善されるよう、スライド制をすみやかに法制化すること。

三、昭和二十三年七月以降の退職者とその前後にわたる文官関係の恩給及びとくに退職年次別による格差を合理的に改善すること。

理由

恩給、年金等については、経済情勢に即し現職給与に準じて逐次改善されているが、なお今後調整を要する問題が多く、とくに前記三項目は経済成長の著しい今日、すみやかに妥当な措置を講ずるよう切望する。

第一三一〇号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四七一  
田辺ひさみ外二名

紹介議員 大河原 次君

法務局の人員問題に関し、左記事項の実現を要求する。

一、職員の一万名増員を行なうこと。  
二、臨時職員を即時定員化すること。

理由

一、1 法務局は登記、人権、訟務、供託、戸籍等多方面にわたる業務を取り扱い、国民の私有財産権その他の権利を保護するためのサービス官庁である。しかし、現状はサービス官庁としての機能を十二分に果たしているとはいえず、多くの国民に多大の迷惑をかけている実情であり、その原因は仕事量に対する執務体制の不備にある。

2 すなわち、法務局の代表的な業務である一般登記事件の事務量はこの十年間に約四・五倍に増加しているのに、これに対する人員増加率はわずか十四パーセントにとどまり、一人あたりの負担量は四倍強にふえている。また、メートル法をはじめとする特殊作業事件、及び政策事件に伴う事務量は幾何級数的に増大し、更に、他の人権、訟務、供託、戸籍の仕事も同様増大している。この中において職員は、法の要請に基づき、慎重かつ迅速を旨として、神経と肉体をすり減らしながら、日夜懸命に働いている。

3 このような現状が放置されていることは国民のためにも、職員にとっても不本意な行政を強制される結果となつていゝ。法務局を真に国民のためのサービス機関として充実させ、同時に職員の過重の労働条件を解消するためには、法務局職員の一万名増員を図る以外にないと考えられる。

二、現在法務局には約千三百名の臨時職員がおゝり、正規の職員同様法務行政に多大の貢献をしているのであるが、その労働条件は、平均月額五百円、月収一万二千円と極めて悪く、しかもその殆んどが将来性ある青年男女で平均年齢二十四歳、平均勤続年数二年(最高七年)という経歴を持ちながらも日々雇用という不安定な身分の下に放置されている。このような事実が、法を守り、財産、人権を擁護する立場にある法務局に実在することは、まことに遺憾であり、まさに政治問題であり、社会問題であると言わざるをえない。

第一三二二号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 大阪市阿倍野区昭和町中四ノ二  
八 桂光弘外三名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 高知県室戸市浮津七七六 野本哲  
雄外三名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三四四号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 青森市大字大野字長島三二 雪田  
誠三外四名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三五五号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 石川県金沢市長土塚二ノ九ノ七  
柿島幸一外五名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三六六号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 愛媛県北条市辻 品田義晴外五名  
紹介議員 久保 等君

二七二 坂本厚外七名  
紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三八八号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 熊本県益城郡砥用町土喰一九 大  
塚正法外七名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 鹿児島市草牟田町四、二一九 中  
村道治外七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一四〇〇号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 埼玉県入間郡坂戸町大字千代田三  
〇四ノ五 吉田政夫外二名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一四八号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市新作五九 田村寛外  
一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一五二二号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ三六 仲  
村敏夫外二名  
紹介議員 大河原 次君  
この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第五三〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 石川県金沢市小立野四ノ一ノ一  
七 武田時男外三名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は第一三一号と同じである。

第五四〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 大阪府富田林市甲川一、〇三二  
入江貞夫外三名

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五五〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 愛媛県越智郡伯方町木浦 片野俊  
一外三名

紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五六〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 東京都立川市砂川町八三五ノ一二  
三 横山洋子外四名

紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五七〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)  
請願者 札幌市大通西二丁目 水野武三  
外五名

紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五八〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)  
請願者 熊本県本渡市本町下河内八九二ノ  
三 井上松義外六名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第五九〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)  
請願者 高知市愛宕山七八 西岡喜七外七  
七 名

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六〇〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)  
請願者 鹿児島県指宿市十町二、二四六  
内村仁志外七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六一〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 宮崎県日南市大字今町八、三二八  
野中夏美外四名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第六二〇号 昭和四十二年二月二十二日受理  
公共事業に従事する建設関係現場職員等に対する  
特殊勤務手当支給に関する請願  
請願者 熊本市桜町三ノ一〇熊本県議会議  
長 福山弘

紹介議員 沢田 一精君  
公共事業に従事する建設関係の現場担当職員及び  
用地取得職員の事業遂行の士気の高揚と事業の円  
滑な施行を図るため、これら職員を優遇する必要  
があるから、税務、農業関係職員が現に支給され  
ている特殊勤務手当と同様な手当の支給を早急に  
実施されるよう強く要望する。

理由  
公共事業に従事する建設関係現場職員は、国勢の  
進展と経済界の不況対策等の国の施策による公共

事業の急激な伸長のため増大する事業量に対し職  
員の増員が伴わないので、その事業遂行力は負荷  
の限界に達している。またこれら事業の基盤をな  
す用地取得職員も、用地取得が年々困難の度を増  
す現況、民主的折衝のためその交渉には日夜をわ  
かたず物心両面に非常な苦心をされている。また現  
場には危険な要素が介在し、あるいは極度の忍耐  
力が必要とするが、これら職員は當々として国策  
のため事業宗遂にまい進している。現状のまま推  
移すると、必ず事業遂行に破たんをきたすことにな  
る。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人恩給に関する請願(第一七七号)(第  
二〇二号)(第二三三三三三三)(第二六二二二)  
(第一七八号)(第一八二二二二)(第一八三三三三三)(第  
一八四四四)(第一八五五五)(第一八六六六)(第一八  
七七七)(第一八八八八)(第一八九九九)(第一九九〇  
〇)(第一九九一一一)(第一九二二二)(第二〇〇七号)  
(第二〇〇八八八)(第二〇九九九)(第二一一〇〇号)(第  
二一一一)(第二一二二二)(第二一二三三三)(第二一  
四四四)(第二二五五五)(第二二六六六)(第二二七  
七七八八)(第二二八八九九)(第二二九九〇)(第二三  
〇〇一)(第二三一一二)(第二三二二三三)(第二三三  
三三三三)(第二三四四四)(第二四五五五)(第二四  
五六六六六)(第二四七七七)(第二四八八八)(第二四  
九九九九九)(第二五〇〇〇)(第二五〇一一一)(第二五二  
二二二二)(第二五三三三三)(第二五三三三三)(第二五六  
六六六六)(第二五七七八八)(第二五七七八八)(第二五  
八八八八八)(第二五八八八八)(第二五八八八八)(第  
二六〇〇〇)(第二六一一一一)(第二六一三三三)(第二六一  
四四四四)(第二六一五五五)(第二六一六六六)(第二六一  
七七八八)(第二六一九九九)(第二二七〇〇〇)(第二二  
七二二二二)(第二二七三三三)(第二二七四四四)  
(第二二九三三三)(第二二九四四四)(第二二九五五五)  
(第二二九六六六)(第二二九七七七)(第二二九八八八)(第  
二二九九九)(第二三〇〇〇)(第二三〇一一一)(第二三〇  
二二二二)(第二三〇三三三)

康保険証の終身使用に関する請願(第二二六  
号)(第三〇四号)

第一七七号 昭和四十二年二月二十三日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十二通)  
請願者 長野県飯田市白山町一ノ六、四六  
〇 太田茂穂外十一名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二〇二号 昭和四十二年二月二十三日受理  
旧軍人恩給に関する請願  
請願者 埼玉県北埼玉郡大利根村砂原二、  
一八九 龜重雄

紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三三三三号 昭和四十二年二月二十五日受理  
旧軍人恩給に関する請願(九通)  
請願者 長野県茅野市金沢二、一七〇 宮  
坂栄一外八名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二六二二二号 昭和四十二年二月二十八日受理  
旧軍人恩給に関する請願(七通)  
請願者 長野県大町市大字平九、一〇二  
中村嘉都人外六名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一七八八号 昭和四十二年二月二十三日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三三通)  
請願者 東京都台東区駒形一ノ一〇ノ七加  
藤婦美方 関島敷外二名

紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一八二二二号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二三ノ

七 落合繁太郎外三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八三号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ一、三三〇

E二二ノ二、二一〇 神崎輝明外三名

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八四号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県温泉郡中島町大字大浦 河

野要一郎外四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八五号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市藤江町一、二九 鈴木

和男外五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八六号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 大阪府寝屋川市郡八〇六 青木 國

太郎外五名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八七号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 石川県河北郡津幡町宇太田 橋本

久子外五名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八八号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 高知市八百屋町二三 浜口晴彦外

五名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一八九号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 熊本市出水町国府二、〇二七ノ二

永田巳由外五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九〇号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 宮崎県都城市大字都元二、九四二

ノ二 森辰男外八名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九一号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 北海道苫小牧市勇払一四三 竹田

雅之外九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一九二号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十四通)

請願者 鹿児島県川辺郡川辺町平山二、四

七 田中英男外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二〇七号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町大字下延生五

二六 大関喜和外十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二〇八号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区仏向町一八七村

田方 市川登美雄外二名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二〇九号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 青森市大字松森字佃一七八 戸崎

正之外三名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一〇号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 千葉県船橋市二和町一三三 小田

満外四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一一号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県宇摩郡新宮村大字新宮 長

野常雄外四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一二号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

外四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一三号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 高知県中村市小姓町五七 藤原史

朗外五名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一四号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 京都市伏見区向島中島町二六 由

良美恵子外六名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一五号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 石川県金沢市東山三ノ一五ノ一

七 中田清治外六名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一六号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 宮崎市大字島之内字馬出七、一五

一ノ一 橋健二外七名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一七号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 東京都目黒区大岡山二ノ一一ノ

二 大崎弘子外九名

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第二一八号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 島根県邑智郡瑞穂町大字出羽四四

八 吉田修三外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一九号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十六通)

請願者 鹿児島県川内市大小路町四四六

中原勇外十五名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四二号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 千葉市園生町九五六 北原文明外

一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四三号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区上高田四ノ五 松尾

栄子外二名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四四号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 京都市右京区椋原日戸一 大西幸

夫外三名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四五号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都杉並区上荻三ノ一七ノ二遠

藤方 岩野伸昭外三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四六号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県松山市竹原町三六八ノ一

和田紀子外四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四七号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 石川県金沢市天神町二ノ三ノ二

三 中西正氏外五名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四八号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 熊本市出水町国府大松下一、三二

九 木村修三外五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二四九号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 高知県中村市桜町四〇 山脇陳男

外六名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二五〇号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江二、

四七〇ノ一 黒木富士郎外六名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二五一号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 青森県弘前市大字大富町七ノ九

齊藤厚子外七名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二五二号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(二一

通)

請願者 福岡市表野一、〇九〇 上尾俊之

外二十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六一号 昭和四十二年二月二十七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 栃木県真岡市熊倉町三七ノ一 野

口克己外三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六三号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ三〇ノ

五坂本荘内 古川敏外二名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六四号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町元町二ノ四

ノ九 山田朗外三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六五号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 東京都大田区北馬込一ノ七ノ一六

ノ三〇三 福富富男外四名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六六号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 石川県羽咋郡富来町地頭町八ノ一

九一 上田勝雄外四名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六七号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 熊本市南町二三ノ三 加来真民外

五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六八号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 愛媛県伊予市下吾川一、五六九

宇和川昇外六名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二六九号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 京都市北区紫野南舟岡町八四 山

内隆夫外七名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二七〇号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 高知市塩屋崎町一ノ一二 宮地順

子外七名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二七一号 昭和四十二年二月二十八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)

請願者 宮崎県宮崎郡田野町乙七、一七

一 谷山和男外八名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二七二号 昭和四十二年二月二十八日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通)  
請願者 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字漁師町八二 福井辰夫外十二名  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二七三号 昭和四十二年二月二十八日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十七通)  
請願者 鹿児島市小野町四六二ノ四五 中村重夫外十六名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二七四号 昭和四十二年二月二十八日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十八通)  
請願者 島根県大田市大森町一〇五 大谷久信外十七名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九三号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)  
請願者 東京都江東区深川猿江町二ノ一 鈴木方 松沢敏彦外一名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九四号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都三鷹市上連雀四七七 石田貞三外二名  
紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九五号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 千葉県佐倉市白井一、四一六ノ一 半田忠美外四名  
紹介議員 大河原 次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九六号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 石川県輪島市町野町鈴屋二六四 中野一夫外四名  
紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九七号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)  
請願者 京都市右京区椋原塚本町 大前貴美子外六名  
紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九八号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)  
請願者 愛媛県松山市清水町四ノ二六ノ一 横田作一外六名  
紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二九九号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 青森県黒石市大字株榎ノ木字村元一四石沢方 佐藤毅一外八名  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員等に関する請願(九通)  
請願者 高知県土佐郡土佐村土居三六二

岡村敏造外八名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三〇一号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 熊本市京町二ノ一九 浜武秀成外八名  
紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三〇二号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 宮崎県西諸郡加久藤町小田四一五ノ一 浜田金蔵外八名  
紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三〇三号 昭和四十二年三月一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十通)  
請願者 福岡県八女郡黒木町今五八四ノ一 森敏明外十九名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二〇一号 昭和四十二年二月二十三日受理  
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願  
請願者 奈良市法蓮佐保川西町九七二 長谷米次  
紹介議員 大森 久司君  
元南滿州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三回国会において、関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を實現された

一、満一ヶ月の通算にあたり在職年を恩給共済最短年限で打切る規定を改め、実在職年数は完全通算すること。  
二、終戦後引連又は中共に抑留された期間を在職年に通算すること。  
三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。  
四、共済組合法の長期給付に關し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること。  
理由  
これらの問題については、第四十三回国会、第四十五回国会、第四十八回国会及び第五十一回国会の参議院内閣委員会において、四年連続して各党の共同提案にかかる附帯決議が、全会一致をもつて付せられており、また第四十八回国会及び第五十一回国会の衆議院内閣委員会においても、同様趣旨の附帯決議が、各党共同提案、全会一致をもつて付せられていた。

第二二五号 昭和四十二年二月二十四日受理  
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(二通)  
請願者 東京都小平市学園西町一、二四二 安部慎一外一名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二二六号 昭和四十二年二月二十四日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願(八通)  
請願者 岐阜県恵那郡明智町吉良見 伊藤可和外八十九名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第三〇四号 昭和四十二年三月一日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険証の終身使用に関する請願(五通)  
請願者 岐阜県関市雄飛ヶ丘 砂場四郎外





紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三六四号 昭和四十二年三月六日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十四通)  
請願者 長野県東筑摩郡本郷村 丸山宗雄  
外十三名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七六号 昭和四十二年三月七日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十一通)  
請願者 長野県飯山市大字瑞穂豊三三二ノ一  
飯水軍恩連監瑞穂支部内 川久  
保健太郎外十名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三九三号 昭和四十二年三月八日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十九通)  
請願者 長野県松本市大字中山六、〇七七  
中島幾市外十八名

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三一二号 昭和四十二年三月二日受理  
元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給等通算に関する請願  
請願者 滋賀県大津市丸ノ内町三ノ一九  
藪田慶一

紹介議員 奥村 悦造君  
この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第三二三号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)  
請願者 東京都台東区浅草日本堤三ノ二〇  
福田進一外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二四号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都青梅市西分九五 川口郁男  
外二名

紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二五号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 石川県珠洲市飯田町一ノ五ノ一  
横山恵美子外三名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二六号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 群馬県太田石原一、〇五〇 小林  
忠男外四名

紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二七号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 大阪市浪速区大石町一ノ三 山本  
宏外四名

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二八号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 愛媛県松山市小坂町一ノ六ノ二二  
池川利行外四名

紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

請願者 東京都北区赤羽町一ノ一九二 新  
井勇外四名

紹介議員 大河原 次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三〇号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)  
請願者 熊本県大江四ノ七ノ九 木下知春  
外六名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三一号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町  
字藤山二七ノ五 坂本清八郎外八  
名

紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三二号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 高知市永国寺町一八 田村千恵子  
外八名

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三三号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)  
請願者 佐賀県小城郡小城町大字畑田一九  
五 古川慶子外九名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三四号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十六  
通)  
請願者 鹿児島市常盤町四七五 畠中シヅ  
外二十五名

紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三五七号 昭和四十二年三月三日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十八通)  
請願者 島根県益田市大字益田イ七七八  
綿名圭介外十七名

紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六五号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)  
請願者 群馬県群馬郡群馬町金古二、一三  
二 近藤スミ外一名

紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六六号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)  
請願者 熊本県山田町四〇九 柳田昭三外  
一名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六七号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都八王子市長房町五六 大田  
治男外二名

紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六八号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 大阪府生野区東桃谷町一ノ五、八  
一七 川野善朗外三名

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。



第三九四号 昭和四十二年三月八日受理  
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願(六通)

請願者 岐阜県中津川市茄子川六二六 荻  
野美一外八十九名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件  
を付託された。

- 一、総理府設置法の一部を改正する法律案
- 一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、法務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、厚生省設置法の一部を改正する法律案
- 一、農林省設置法の一部を改正する法律案
- 一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案
- 一、労働省設置法の一部を改正する法律案
- 一、建設省設置法の一部を改正する法律案
- 一、自治省設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案  
総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)  
の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表建国記念日審議会の項を削  
る。  
附則第四項中「建国記念日審議会は、昭和四十  
一年十二月十五日まで、家庭生活問題審議会は、  
昭和四十二年三月三十一日まで」を「家庭生活問題  
審議会」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
- 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九  
号)の一部を次のように改正する。
- 第七条の二第六号中「国立防災科学技術センタ  
ー」を「航空宇宙技術研究所、国立防災科学技術セ

ンター」に改める。

第八条第二号中「航空宇宙技術研究所」を削  
る。

第十八条第一項を次のように改める。

金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつ  
かさどる機関とする。

一 金属材料その他これに類する材料の品質の  
改善を図るため必要な研究及び試験を行なう  
こと。

二 委託に応じ、前号の研究及び試験を行なう  
こと。

第二十条の二第一項第三号中「前号」を「前二号」  
に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の  
一号を加える。

三 委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

第二十条の二第三項中「内部組織」の下に「並び  
に支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定  
するもののほか、」を加え、同項を同条第四項と  
し、同項の前に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖繩島に  
宇宙開発推進本部沖繩電波追跡所(次条におい  
て「沖繩電波追跡所」という。)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要  
の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

第二十条の三を第二十条の四とし、同条の前に  
次の一条を加える。

(沖繩電波追跡所の職員の給与)

第二十条の三 沖繩電波追跡所に置かれる職員  
(以下この条において「職員」という。)には、俸  
給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、  
在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、  
職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責  
任に応じて能率を充分発揮することができるよ  
うに沖繩電波追跡所の所在地における物価、為  
替相場及び生活水準を勘案して、政令で定め  
る。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関す  
る法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第  
三項、第三条、第四条、第十条(第三項を除く)、  
及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸  
給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在  
勤手当の支給について準用する。この場合にお  
いて、これらの規定中「大使及び公使以外の在  
外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職  
員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」  
と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」  
とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中  
「特別職の職員の給与に関する法律」とあるの  
は「一般職の職員の給与に関する法律」とあるの  
は「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十  
条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本  
部沖繩電波追跡所の所在地」と、同条第五項中  
「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許さ  
れた」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と  
読み替えるものとする。

第二十四条中「千九百五人」を「二千三人」に改め  
る。

附則  
この法律は、昭和四十二年六月一日から施行す  
る。

法務省設置法の一部を改正する法律案  
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)  
の一部を次のように改正する。

別表三旭川地方法務局の項中「深川市」を「深川  
市 富良野市」に、「富良野町 山部町 南富良野  
村」を「南富良野町」に改める。

別表五中 茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久  
町を  
茨城農芸学院 茨城県稲敷郡牛久町  
喜連川少年院 栃木県塩谷郡喜連川町

に改め、同表河内少年院の項中「枚岡市」を「東大  
阪市」に改め、同表神戸再度山学院の項を削り、

同表人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦村」を  
「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中 仙台入国管理事務所釜石港出張  
所 釜石市  
仙台入国管理事務所小名浜  
仙台入国管理事務所秋田港

釜石市  
小名浜市  
秋田市

高松入国管理事務所坂出港出張  
所 坂出市  
高松入国管理事務所小松島  
福岡入国管理事務所

坂出市  
小松島市  
福岡入国管理事務所

三池港出張所 大牟田市  
事務所三池港出張所 大牟田市  
事務所大分港出張所 大分市

大牟田市  
大分市  
鹿児島

入国管理事務所和泊港出張所 鹿児島県大島郡和  
泊町

和泊町

高松入国管理事務所坂出港出張  
所 坂出市  
高松入国管理事務所小松島  
福岡入国管理事務所

坂出市  
小松島市  
福岡入国管理事務所

三池港出張所 大牟田市  
事務所三池港出張所 大牟田市  
事務所大分港出張所 大分市

大牟田市  
大分市  
鹿児島

入国管理事務所和泊港出張所 鹿児島県大島郡和  
泊町

和泊町

高松入国管理事務所坂出港出張  
所 坂出市  
高松入国管理事務所小松島  
福岡入国管理事務所

坂出市  
小松島市  
福岡入国管理事務所

三池港出張所 大牟田市  
事務所三池港出張所 大牟田市  
事務所大分港出張所 大分市

大牟田市  
大分市  
鹿児島

入国管理事務所和泊港出張所 鹿児島県大島郡和  
泊町

和泊町

高松入国管理事務所坂出港出張  
所 坂出市  
高松入国管理事務所小松島  
福岡入国管理事務所

坂出市  
小松島市  
福岡入国管理事務所

鹿兒島入国管理事務所和泊港出張所  
鹿兒島入国管理事務所細島港出張所

鹿兒島県大島郡和泊町  
日向市

に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定並びに別表五河内少年院の項及び人吉農芸学院の項の改正規定は、公布の日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「統計調査部」の下に、「環境衛生局に公害部を加える。

第九條の二中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、同条第七号中「水道及び」を削り、同号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 清掃(ねずみ、こん虫等の駆除を含む。)に関する事。

第九條の二中第三号の三を第十二号とし、第三号の二を第十一号とし、同条第四号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)を施行し、並びに」を削り、同条第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第七号の二を同条第七号とする。

六 水道に関する事。

第九條の二に次の一項を加える。

2 公害部は、前項第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十八條の表中「四九、九五四人」を「五〇、三四八人」に、「六二五人」を「六九五五人」に、「五〇、五七九人」を「五一、〇四三人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の次に次の一条を加える。

第四十七條の二 食糧庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十二條第二項の表中「南海区水産研究所」

高知市」を「南海区水産研究所 広島市」に、「内海区水産研究所 広島市」を「淡水区水産研究所 淡水区水産研究所 東京都」を「遠洋水産研究所 清水市」に改める。

第九十一條第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三三三人
食糧	二八、八六一人
林野	一、〇八〇人
水産	一、八六五人
合計	六二、一三九人

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一條第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十二月三十一日までの間は、二万八千八百六十五人とする。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七

十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第九條第二項中「産業立地部」を「立地公害部」に改める。

第二十五條第一項の表中「石油ボイラー規制審議会」の項を削る。

第三十九條中「六部」を「七部」に、「審査第四部」を「審査第五部」に改める。

第四十二條第一号中「運輸、建設並びに機械器具を、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品」に改め、「他部の所掌に係ることを除く。」を削り、同条第二号中「審査第三部及び審査第四部」を「他部」に改める。

第四十三條中「鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維」を「機械」に改め、「事務」の下に「(他部の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四十三條の二中「電気、通信、測定及び日用品を、化学」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審査第五部の事務)

第四十三條の三 審査第五部においては、電気及び通信に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

第五十條第一項の表中「一、一、二五人」を「一、一、一一人」に、「一、五五八人」を「一、六二五人」に、「二、八五〇人」を「二、九三三人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の第五十條第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は、一万千三百三十三人とする。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 労働者の安全及び衛生の確保

第五條第一項中「左の五局」を「次の六局」に、「労働基準局」を「労働基準局」に改め、同条第二項中「労災防止対策部、労災補償部及び」を削る。

第八條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を防止協会及び労働災害防止協会を削り、同号を同項第五号とし、同項第六号の三を削り、第六号の四を第六号とし、同項第九号中「工場、鉱山その他の場所」を「労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等」に、「監督を行うこと」を「監督の実施に関すること」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「労働基準法」の下に「(同法第百條第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分に限る。)」を加え、「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に関する事。」を「最低賃金法及び労働福祉事業団法の施行に関する事。」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「第六号の四」を「第六号」に、「第十一号」を「第十号」に改め、同項を同条第二項とする。

第八條の次に次の一条を加える。

(安全衛生局の事務)

- 一 産業安全の基準に関する事(鉱山における保安の基準に関するものを除く。)
- 二 労働衛生の基準に関する事(鉱山における通気及び災害時の救護の基準に関するものを除く。)
- 三 じん肺に関する労働者の健康管理の区分等の決定に関する事。
- 四 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に関する事。

五 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理及び監督を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、労働基準法（同法第百条第一項の規定により労働基準局長の所掌に属せしめられた事項に係る部分を除く。）並びにじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律（労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。）の施行に関すること、その他労働者の安全及び衛生の確保に関する事務（鉱山における保安並びに通気及び災害時の救護に関するものを除く。）で他の所掌に属しないものに関すること。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(労働基準法の一部改正)

2 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「労働基準局」の下に「及安全衛生局」を加える。

第九十九条第一項中「労働基準局」の下に「安全衛生局」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加える。

第百条第一項中「法令」の下に「（安全及び衛生に関するものを除く。）を」、「任免教養」の下に「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」の下に「（安全及び衛生に関する部分を除く。）」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「又は安全衛生局長」を加え、同条第三項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加え、同条第五項中「労働基準局長」の下に「安全衛生局長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生に関する法令の制定改廃に関する事項その他この法律（労働基準局長の所掌に属しない事項に係る部

分に限る。）の施行に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

第百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局長が」を「労働基準局長又は安全衛生局長が」に改め、同条第二項中「労働基準局」の下に「若しくは安全衛生局」を加える。

(鉱山保安法の一部改正)

3 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「労働基準局長」を「安全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働省労働基準局長」を「労働省安全衛生局長」に改める。

(じん肺法の一部改正)

4 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局」を「労働省安全衛生局」に改める。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「行わせる」を「行なわせる」に、「二人」を「一人」に改める。

第五条の五（見出しを含む。）中「首都高速道路公団監理官」を「都市高速道路公団監理官」に改め、同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の八」を加え、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に、「用地部及び営繕部を、中国地方建設局には用地部を」を「用地部及び営繕部を」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案  
自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 行政局に、公務員部を置く。

第十條に次の一項を加える。

2 公務員部においては、前項第六号から第九号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第二十六條の表中「三七三人」を「三八三人」に、「一三七人」を「一四一人」に、「五一〇人」を「五二四人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。

第一部

内閣委員会会議録第一号

昭和四十二年三月二十三日

【参議院】

昭和四十二年三月二十八日印刷

昭和四十二年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局